

岐阜県経営体育成強化資金利子助成補助金 Q & A

Q 1 助成対象者はどうか

A 1 日本政策金融公庫の経営体育成強化資金を借り受けた方で、認定新規就農者又は農業参入法人が対象となります。(岐阜県新規経営体育成資金の借入対象者と同様です。)

Q 2 資金使途はどうか

A 2 就農開始に必要な前向きな事業資金です。

経営体育成強化資金の資金使途のうち、前向き投資のための資金(経営改善)のうち、法人に参加するために必要な資金を除いたものです。

例えば、農地等の取得又は改良・造成、家畜の購入・育成資金、農機具等の取得、農産物の加工等の施設の取得又は改良・造成があげられます。

Q 3 当助成事業を創設した意図はなにか

A 3 当助成事業と併せて創設した「岐阜県新規経営体育成資金」は、「経営体育成強化資金」を借り受けた方を対象としています。

このため、借受者が公庫に対して負担する経営体育成資金の利息について、県が助成することにより、岐阜県新規経営体育成資金及び経営体育成強化資金を利用して融資を受けた資金の利息負担を実質的にゼロとするものです。

Q 4 当助成事業の特徴はなにか

A 4 当助成事業は、借受者が公庫に対して支払う「経営体育成強化資金」の借入金利息を、借受者に対して直接助成するものです。

借受者の方は、いったん利息を公庫に支払い、その後、県へ助成申請をいただいた上で、県が借受者の預貯金口座へ振り込みをします。

ただし、助成期間は、貸付当初12年以内に限りです。

Q 5 借受者が公庫に対する支払いを遅延した場合の取扱いはどうなるのか

A 5 利子助成における対象となる計算期間は、当該年の1月1日から12月31日とし、1年間の本来の約定利息を上限とします。

例えば、下記のような取扱いとなります。

<償還回数：年4回払いの場合>

約定利払日	実際の支払日	支払利息
H30/12/31	H31/1/10	50,000円

H31/3/31	H31/3/31	48,000円
H31/6/30	H31/6/30	45,000円
H31/9/30	H31/9/30	43,000円
H31/12/31	H31/12/31	40,000円
		合計 176,000円

平成30年中に支払うべきものだが、支払が遅れ平成31年中の支払いとなった。

平成31年の本来の約定利息は、約定利払日がH31/3/31、6/30、9/30、12/31の4回分の合計176,000円ですので、平成31年の利子助成額は176,000円が上限です。

よって、このパターンの場合、H31/1/10に支払った50,000円分は、利子助成の対象となりません。

Q 6 償還中に貸付利率が変動した場合の取扱いはどうか

A 6 利子助成額は、貸付時の基準金利を適用し、計算します。ただし、上限金利を0.58%とし、また予算の範囲内とします。

Q 7 助成額の枠（上限）の管理手法はどうか

A 7 助成額の枠（上限）は農業経営課で管理し、助成額の枠を消化した時点で終了します。（金利が大きく上昇した場合は助成額の枠の減や補正対応を行うなど別途協議）助成額の残枠については、執行状況に応じて適宜お知らせします。

Q 8 助成手続きについて、農林事務所を経由するのか

A 8 当助成事業は、借受者が直接農業経営課に申請等の手続きを行うものであるため、農林事務所へは書類の経由はしません。